

第2回当別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年7月27日（月）午後4時00分から午後4時10分

2 開催場所 当別町役場第2庁舎 2階会議室

3 出席委員（15人）

会長	16番	秋吉稔之
会長職務代理者	1番	青山真士
	2番	目黒一雄
	3番	湯浅浩道
	4番	藤崎正之
	6番	神林和行
	7番	藤田靖
	8番	佐々木彦治
	9番	佐々木靖
	10番	大坪慶輝
	11番	古熊健一
	12番	泉和浩
	13番	石田秀人
	14番	狩野菊恵
	15番	佐々木章史

4 欠席委員（1人）

5番 高橋毅典

5 農業委員会事務局職員

事務局長	北村浩二
事務局次長	浦島卓
事務局農地係長	作山温史
事務局総務係主査	春田秀彦
事務局農地係主任	村上諒

6 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第5 報告第2号 農用地利用集積等促進計画の一部失効について

日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第7 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第8 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条
第11項の規定による要請について

- 日程第 9 議案第 4 号 土地の現況証明願いについて
- 日程第 10 議案第 5 号 当別町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）について
- 日程第 11 議案第 6 号 当別町地域計画の変更に係る意見について

7 会議の概要

議長	只今の出席委員 15 名、定足数に達していますので、第 2 回当別町農業委員会総会を開会します。 議事日程ですが、お手元に配布しています日程表により、議事に入ります。
議長	日程第 1、議事録署名委員の指名について、当別町農業委員会会議規則第 12 条の規定に基づき、議長から指名させていただくことで、ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしの声がありましたので、3 番 湯浅委員 4 番 藤崎委員を指名します。
議長	日程第 2、会期の決定について、本総会の会期を、本日 1 日間とすることで、ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、会期は本日 1 日間と決定しました。
議長	日程第 3、諸般の報告について事務局から報告します。
事務局	6 月 27 日総会終了後の会務報告を行います。 7 月 21 日当別町役場大会議室において、農業委員辞令交付式が行われました。以上です。
議長	日程第 4、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」ご説明します。通知がありました 3 件は、農地法第 18 条の規定に基づき合意解約がなされており、賃貸借を解約した旨の通知があったものです。以上です。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり）
議長	質疑なしと認め、報告第 1 号を終了します。
議長	日程第 5、報告第 2 号「農用地利用集積等促進計画の一部失効について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局	報告第2号「農用地利用集積等促進計画の一部失効について」ご説明します。番号1番につきまして、先月の第38回総会議案第1号で決定されましたが、7月20日の告示前に譲渡人が亡くなられ、当該部分が失効となったため報告いたします。以上です。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり）
議長	質疑なしと認め、報告第2号を終了します。
議長	日程第6、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第1号「農地法第3条の規定による申請について」ご説明します。 番号1番から5番は規模拡大のため、所有権の移転をするものであります。議案資料の農地法第3条調査書のとおり耕作者は農地法3条の耕作要件を満たしております。説明は以上です。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり）
議長	質疑なしと認め、議案第1号は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり決定しました。
議長	日程第7、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。 番号1番は、ため池廃止工事に伴う作業車両の転回場所確保のため、農地転用の許可を得ようとするものです。 許可の基準となる農地区分ですが、当別農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地と定められた農地であり、農用地区域内農地であります。 農用地区域内農地の転用は、原則不許可であります。農地法第5条第2項第1号および農地法施行令第11条第1項第1号により、一時的な利用と農業振興の達成に支障が無い場合の例外規定があることから、今回は、一時転用で、工事終了後は原状回復させるため、転用の目的と農地の区分は問題ないものと考えます。 なお、本件については3,000㎡未満であり、北海道農業会議の意見聴取は不要であることから、農地転用審査特別委員会での審議も省略しております。以上です。

議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。 (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、議案第２号は、原案のとおり許可することに決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、議案第２号は、許可することに決定しました。
議長	日程第８、議案第３号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定による要請について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第３号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定による要請について」ご説明します。 農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定により、北海道農業公社へ促進計画のとおり権利の設定を要請してよろしいか、当委員会の決定を求められているものです。今回の計画案は、番号１番から８番は、賃貸借権の設定をするもの、９番から１６番は、所有権の移転を設定するものです。 計画地の図面につきましては、議案資料をご高覧ください。以上です。
議長	休憩します。 休憩
議長	再開します。 説明が終わりましたので、質疑を求めます。 (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、議案第３号は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、議案第３号は、原案のとおり決定しました。
議長	議案第３号で決定しました要請内容について、公社が要請のとおり認可した場合は、再度農業委員会の総会にかけずに、即日認可・公告を行って、よろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、そのとおりに決定しました。

議長	日程第 9、議案第 4 号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 4 号「土地の現況証明願いについて」説明します。今回、願出がありましたのは、番号 1 番の 1 件です。 番号 1 番につきまして、3 名の委員と事務局で現地調査を行いました。土地の現況は、長年耕作されておらず、再生利用が困難な状況となっており、農地・採草放牧地以外と判定しております。 願出地の位置図及び現況写真につきましては、議案資料をご高覧ください。以上です。
議長	説明が終わりましたので質疑を求めます。 (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、議案第 4 号は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、議案第 4 号は、原案のとおり決定しました。
議長	日程第 10、議案第 5 号「当別町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 5 号「当別町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）について」説明します。北海道が策定する「北海道農業経営基盤強化促進基本方針」の見直しが令和 8 年 3 月に行われ、市町村の基本構想は北海道の基本方針に即するものとされているため、当別町においても見直しを行い、構想の案について、これでいいか、農業委員会の意見を求められているものであります。構想案につきましては別紙資料をご高覧ください。以上です。
議長	説明が終わりましたので質疑を求めます。 (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、議案第 4 号は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、議案第 4 号は、原案のとおり決定しました。
議長	日程第 11、議案第 6 号「当別町地域計画の変更に係る意見について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 6 号「当別町地域計画の変更に係る意見について」説明します。令和 7 年 4 月 1 日から始まりました地域計画ですが、前回の変更は令和 7 年 1 2 月

議長	24日に行いました。令和7年12月25日から令和8年6月26日までの間に、農地の売買、賃貸、相続、換地処分などにより、耕作者や地番の変更があったため、別紙資料のとおり地域計画を変更してよろしいか、意見を求められているものです。以上です。 説明が終わりましたので質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり）
議長	質疑なしと認め、議案第6号は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおり決定しました。
議長	以上で、本日の日程はすべて終了しました。 これをもちまして、第2回当別町農業委員会総会を閉会します。